

シナネンでんきビジネス低圧 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	2
2	料金表の変更.....	2
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	2
4	北海道エリアの電気料金.....	2
5	東北エリアの電気料金.....	2
6	東京エリアの電気料金.....	2
7	中部エリアの電気料金.....	3
8	北陸エリアの電気料金.....	3
9	関西エリアの電気料金.....	3
10	中国エリアの電気料金.....	3
11	四国エリアの電気料金.....	3
12	九州エリアの電気料金.....	4
13	日割計算の算定式.....	4
14	環境配慮料金.....	4
15	解約事務手数料.....	4
16	その他.....	4
附	則.....	4

シナネンでんきビジネス低圧 料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんきビジネス低圧料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第15条第(1)項に定める「シナネンでんきビジネス低圧」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第2条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		920円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円95銭
	その他季	1キロワット時につき	32円95銭
調達調整単価	1キロワット時につき		5円00銭

5 東北エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		980円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	40円45銭
	その他季	1キロワット時につき	38円45銭
調達調整単価	1キロワット時につき		3円29銭

6 東京エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		830円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	33円39銭
	その他季	1キロワット時につき	31円39銭
調達調整単価	1キロワット時につき		6円00銭

7 中部エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		800円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	27円09銭
	その他季	1キロワット時につき	25円09銭
調達調整単価	1キロワット時につき		3円97銭

8 北陸エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		720円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	30円90銭
	その他季	1キロワット時につき	28円90銭
調達調整単価	1キロワット時につき		4円02銭

9 関西エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		710円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	19円58銭
	その他季	1キロワット時につき	17円58銭
調達調整単価	1キロワット時につき		5円00銭

10 中国エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		780円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円32銭
	その他季	1キロワット時につき	32円32銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0円00銭

11 四国エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		740円00銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	34円59銭
	その他季	1キロワット時につき	32円59銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0円00銭

12 九州エリアの電気料金

低圧電力相当の契約となります。

基本料金	契約電力1キロワットにつき		720 円 00 銭
電力量料金	夏季	1キロワット時につき	22 円 13 銭
	その他季	1キロワット時につき	20 円 13 銭
調達調整単価	1キロワット時につき		0 円 00 銭

13 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第 19 条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ とします。}$$

14 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率メニューまたは排出 係数メニュー	1キロワット時につき	要綱に基づきお客さまとの 協議によって決定する
あかりの森プロジェクト料金	1キロワット時につき	0 円 10 銭

15 解約事務手数料

約款第 40 条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300 円
-------------	---------

16 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和 5 年 4 月 1 日から実施いたします。